

## オーレンプラザカフェスペース出店者募集要項

### 1 施設の概要

- ・名称 上越市市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ
- ・所在地 上越市本城町8番1号
- ・開館時間 午前8時30分～午後10時
- ・休館日 ①第2・4火曜日（祝日の場合は翌日）  
②12月29日から翌年1月3日まで
- ・延床面積 5,004.49㎡
- ・施設 別紙平面図とおり

### 2 カフェスペースの設置目的

オーレンプラザの賑わいの創出の一助とするため、施設利用者が気軽に利用できるカフェスペースを設置する。

### 3 使用許可期間

令和8年1月1日から令和11年3月31日まで

### 4 カフェスペースの概要

- ・面積：3,200×2,150（図面参照）
- ・流し台機能：シンク（w450×d350）2、手洗い用シンク1、電気温水器、コンセント2口4箇所
- ・換気機能がないため、火気及びコンロを使用し調理することができません。パンやサンドイッチ等の軽食を販売をしたり、電化製品を持ち込み、温め程度の調理は可能です。（レンジ、トースター、コーヒーメーカー、ミキサー、冷蔵庫等）

### 5 出店の条件

- (1) 市内で事業を営んでいること。
- (2) 年間を通じ、土日を含む週5日以上、昼食時を含む出店が可能なこと。  
（出店する曜日・時間は要相談）
- (3) 通常の出店以外にも、イベント等の際に市の要請する出店が可能なこと。
- (4) カフェスペースとして飲料及びパン、サンドイッチ等の軽食を持ち込み、販売が可能なこと。
- (5) 備え付けの機能以外に必要な物品がある場合は持ち込みで対応が可能なこと。
- (6) 出店に当たり保健所への届出が可能なこと。
- (7) カフェスペースの運営により排出されたごみを持ち帰り、処理ができること。
- (8) カフェスペースの使用料を支払うこと。また別途電気・水道の使用分を支払うこと。
- (9) 令和11年3月31日まで出店できること。
- (10) 不定期にオーレンプラザの廊下等を利用して飲食料品の販売を行う事業者が入ることを了承できること。

(11) 代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められること。

イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 反社会的勢力を利用していると認められること。

エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 6 カフェスペースの使用料について

カフェスペースの使用に当たっては、教育財産使用許可申請書を提出していただき、毎年度四半期ごとに使用料を前納していただきます。

金額は施設や土地の評価額を面積で按分した額に、50%の減免を行った額です。

なお、金額は施設や土地の評価額の変動により変わる場合があります。

年度	減免率	参考金額（令和7年度）
令和7年度（3か月分）	50%	39,480円
令和8年度以降単年度	50%	157,920円

※電気・水道料は年度末に別途支払うこととします。

電気料は、施設全体の使用料から面積及び開店時間に応じて按分します。水道料は子メーターの実績から算出します。（令和6年度の実績：電気4,100円、水道39,000円程度）

## 7 応募方法

出店申込書に必要事項を記入し、企画提案書を添付のうえ、オーレンプラザに郵送又は持参若しくはEメールにより提出してください。

【応募締切】令和7年10月31日（金）必着

## 8 選考方法

出店申込書及び選考委員会によるヒアリングで決定します。

（11月中旬にオーレンプラザで開催予定。時間、会場などの詳細は後日お知らせします。）

12月上旬までには結果を通知します。

## 9 問合せ及び提出先

〒943-0835 上越市本城町8番1号

高田城址公園オーレンプラザ 担当：小酒井

電話：025-525-1311 FAX：025-525-1312

Eメール：aurenplaza@city.joetsu.lg.jp